

平成21年度介護従事者処遇状況等調査(案)についての意見

社団法人全国老人保健施設協会

1. サンプルングについて(参考資料1)

20年度「介護事業経営実態調査」のサンプルングにおいても地域区分や開設年度等にバラツキ(偏り)がみられた。

今回の調査においては、どのようなサンプルングが想定されているのか。

また、今回の調査における従事者票の対象者のサンプルングの具体的手法が不明確である。

2. 地域区分について(参考資料2)

現行の地域区分は、人事院における国家公務員の調整給の取扱いに準じたものである。現在の地域特性を必ずしも反映していないものと思われ、昨年の介護給付費分科会においても再検討の課題とされたものである。地域区分を見直すための調査や議論は担保されるのか。

3. 介護保険サービス事業における収支の実態の把握について(参考資料3・4・5)

「介護事業経営実態調査」においても課税法人と非課税法人との格差、有利子負債の有無、補助金の多寡等による格差が反映されているとはいえないデータであった。

介護給付費分科会の今後の課題としても「介護事業経営実態調査」の見直しを取り上げられたところである。

今回の「介護従事者処遇状況等調査」において、各事業所の経営実態については、事業活動収支のみの調査では不十分と推察されるが、経営体力に基づく処遇改善の格差についてはどう担保されるのか。

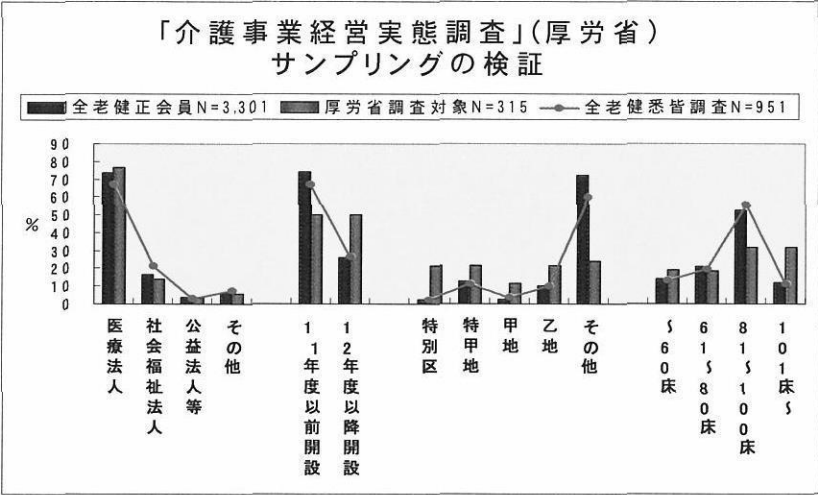
4. 介護職員処遇改善交付金について(参考資料6)

介護職員処遇改善交付金については、「月額1.5万円の引き上げ」と報道されているが、その根拠、及び、具体的運用についての留意点を示して欲しい。

「交付金」を介護職員の処遇改善を目的として賃金として上乗せする場合、労基法37条4項および施行規則21条の規定する時間外単価の算定基礎に含まれるとすれば、その増額に応じた対応が必要である。

介護保険サービス事業体の正確な経営実態の把握を行ったうえでの適正な「交付金」の運用を要望する。

参考資料1



厚労省の「介護事業経営実態調査」は全ての老健施設に対する1/10抽出、20年3月の月次決算に基づく調査。回答数は未発表、有効回答数は208 調査対象に対する有効回答率は66.0%
全ての老健施設数に対する有効回答率は5.9%

全老健の「平成20年介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」は全老健正会員施設3,301施設に対する19年度決算に基づく悉皆調査
回答数は1,064、有効回答数は951、回答数に対する有効回答率は89.4%
全老健正会員数に対する回答率は32.2%、有効回答率は28.8%であった

参考資料2

平成19年度 地域区分別にみる損益状況

【地域区分別】 厚労省による「介護事業経営実態調査」

	全体	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
回答数	208	36	34	26	47	65
平均定床数	92, 4	101, 8	100, 1	95, 3	96, 1	90, 1
経常損益	7, 3%	1, 7%	4, 0%	5, 8%	1, 0%	9, 2%
人件費	53, 6%	58, 7%	55, 5%	53, 1%	57, 5%	52, 5%
委託費	9, 9%	11, 4%	11, 7%	10, 9%	11, 6%	9, 2%
減価償却費	7, 0%	4, 8%	6, 8%	6, 1%	7, 1%	7, 2%
減価償却前利益率	14, 3%	6, 5%	10, 8%	11, 9%	8, 1%	16, 4%

全老健による19年度決算に基づく実態調査

	全体	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
回答数	951	24	106	38	98	685
平均定床数	91, 8	108, 6	91, 8	84, 2	96, 9	91, 8
経常損益	5, 0%	1, 9%	4, 7%	2, 4%	2, 4%	5, 7%
人件費	54, 0%	54, 7%	51, 8%	56, 4%	54, 6%	53, 9%
委託費	8, 2%	11, 7%	9, 1%	7, 0%	9, 0%	6, 5%
減価償却費	6, 5%	5, 9%	6, 4%	7, 0%	5, 9%	6, 5%
減価償却前利益率	11, 5%	7, 8%	11, 1%	9, 4%	8, 3%	12, 2%

参考資料3

全国老人保健施設協会の概要

全老健の正会員数の状況 (H21.3.31現在)

開設施設数	正会員施設数	協会加入率	正会員施設 入所定員数	正会員施設の 平均定床数
3,569	3,331	93.3%	304,876	91.5床

正会員施設の開設主体状況

開設主体	施設数	構成比
医療法人	2,440	73.3%
社会福祉法人	521	15.6%
都道府県・市町村	136	4.1%
その他(済生会・厚生連・共済組合・財団法人など)	234	7.0%
合計	3,331	100%

正会員施設の設置形態の状況

設置形態	施設数	構成比
併立型	1,619	48.6%
病院併設型	1,069	32.1%
診療所併設型	439	13.2%
老人福祉施設併設型	121	3.6%
その他	83	2.5%
合計	3,331	100.0%

入所定員規模別状況

49人以下	2.0%	50~99人	45.8%
100~149人	46.8%	150~199人	5.0%
200人~	0.4%	平均入所定員数91.5人	

参考資料4

17年、18年度介護報酬改定で根拠とされたデータ

平成17年3月「介護事業経営実態調査」(厚労省) N=586
 入所事業損益 12.3% 減価償却前利益率 19.3%

平成17年度決算に基づく全老健の「経営実態調査」 N=900
 入所事業損益 5.8% 減価償却前利益率 13.2%

今回21年度介護報酬改定で示されたデータ

平成20年3月「介護事業経営実態調査」(厚労省) N=208
 入所事業損益 7.3% 減価償却前利益率 14.3%

平成19年度決算に基づく全老健の「経営実態調査」 N=951
 入所事業損益 4.7% 減価償却前利益率 11.2%

参考資料5

■全老健が平成19年6月に実施した調査による借入金残高一覧

借入金と元金返済の状況について:

※決算月にかかわらず、各施設の会計年度に沿ってご記入されたデータ。

※各老健施設の入所サービスと、老健施設と一体的に行なう短期入所療養介護、通所リハビリ、訪問リハビリ各事業の合算。

		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【全体】							
年度末	短期借入金	488	23,934	512	26,841	531	23,575
借入金残高	長期借入金	737	673,145	761	603,333	782	554,300
単年度の	短期借入金①				-2,907		3,266
元金返済額	長期借入金②				69,812		49,033
	①+②				66,905		52,299

		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【医療法人】							
年度末	短期借入金	328	26,400	349	31,365	360	25,242
借入金残高	長期借入金	485	724,146	501	651,085	514	594,096
単年度の	短期借入金①				-4,965		6,123
元金返済額	長期借入金②				73,061		56,989
	①+②				68,096		63,112

■全老健が平成19年6月に実施した調査による借入金残高一覧 (その2)

		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【社会福祉法人】							
年度末	短期借入金	108	12,728	110	11,113	117	15,912
借入金残高	長期借入金	176	528,397	181	505,323	186	467,705
単年度の	短期借入金①				1,615		-4,799
元金返済額	長期借入金②				23,074		37,618
	①+②				24,689		32,819

		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【公益法人等】							
年度末	短期借入金	21	48,380	21	43,842	21	44,859
借入金残高	長期借入金	22	318,628	22	294,943	22	291,246
単年度の	短期借入金①				4,538		-1,017
元金返済額	長期借入金②				23,685		3,697
	①+②				28,223		2,680

		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【その他】							
年度末	短期借入金	29	18,098	30	18,446	31	17,016
借入金残高	長期借入金	51	852,702	54	624,826	57	588,501
単年度の	短期借入金①				-348		1,430
元金返済額	長期借入金②				227,876		36,325
	①+②				227,528		37,755

介護職員処遇改善交付金に対する考え方

介護老人保健施設は、多職種協働のサービス提供事業所であり、また、医療法人立が73.6%を占めている。他職種との給与のバランスの確保や法人内の移動に伴う整合性を図る必要がある。

限定的に介護職にのみ「交付金」を支給するという国の施策に対応するためには、「介護職手当」という介護職に限定した項目を設定することで、ある程度の整合性の確保が可能ではあるが、そのためには給与規定等の見直しを伴うこととなる。

一方で、時間外単価の算定に当たっては、労働基準法により「家族手当」「通勤手当」「別居手当」「子女教育手当」「住宅手当」「臨時に支払われる賃金」「1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」以外は割増賃金の算定基礎に含まれるとされている。「介護職手当」を設定しても、「介護職手当」は除外賃金に該当せず、時間外単価の算定基礎に算入する賃金となる。

「交付金」が賃金として増額されれば、時間外労働の1時間当たりの単価の上昇と、給与総額の増額に応じた社会保険料等の事業主負担の増大を招くものである。

「交付金」を基本給に上乗せするとしても、賞与、退職金に連動した賃金規定等が定められていれば、月額給与関連だけの増額にとどまらないものである。